

大和市告示第70号

大和市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市介護保険料減免取扱要綱（平成21年大和市告示第110号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改める。

第3条第1号中「第13条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第13条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

第5条第1項中「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同項第1号中「第12条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第12条第1項第2号」を「第11条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第12条第1項第3号」を「第11条第1項第3号」に改め、同項第4号中「第13条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

第7条第1項中「第12条第1項第1号」を「第11条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「第5条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同条第3項中「第5条第2項第4号」を「第4条第2項第4号」に改める。

第8条第2項中「前項に」を「前項の」に、「第7条各号」を「第6条各号」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。